新型コロナウイルスワクチン接種の住所地外接種について

須崎市以外に住民票があるが、やむを得ない事情があって須崎市に長期滞在している方が、須崎市内の医療機関でコロナワクチン接種を受ける場合



須崎市が発行する「住所地外接種届出済証」と住民票がある自治体が発行した「接種券」でコロナワクチン接種を受けることができます。

「住所地外接種届出済証」の発行手続きの流れ

① 須崎市役所健康推進課に「住所地外接種届」および「住所地の自治体が発行した接種券の写し」を提出してください。（郵送可）

※「住所地外接種届」の様式は、ホームページからダウンロードいただくか、電話でご依頼いただけると後日、ご自宅に郵送します。
※「住所地の自治体が発行した接種券」がお手元にない方は、住所地の自治体に接種券の再発行を依頼してください。

② 「住所地外接種届出済証」を発行します。（郵送もしくは窓口）
また、須崎市のＷＥＢ予約システムの予約用ＩＤとパスワードを発行いたします。

③ 接種会場を選択し、予約を行う。
須崎市のＷＥＢ予約システムもしくはコールセンターへ連絡し予約する。
コールセンターで予約される場合は、住所地外接種であることを申し出てください。

④ 予約日にワクチン接種会場等へ「住所地外接種届出済証」とお手持ちの「接種券」をご持参し、接種を受けてください。
※上記の他に・・・　〇本人確認書類（免許証・保険証等）
〇予診票

お問い合わせ先
須崎市健康推進課
新型コロナウイルスワクチンコールセンター
TEL：0889-42-1193（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）